

ID: 225

担当部署: 都市整備課

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての使用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町営住宅管理条例 第48条		
例規番号	平成9年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第48条及び第50条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第48条 町長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該町営住宅をこれらの者に使用させることができる。</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第50条 第48条の規定により、町営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。)第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの</p> <p>(2) 特定優良賃貸住宅法施行規則第7条各号に定めるもの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日